

国自安第179号の2  
国自貨第99号の2  
国自整第279号の2  
令和3年1月26日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自安第179号の2  
国自貨第99号の2  
国自整第279号の2  
令和3年1月26日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長

貨物課長

整備課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用限度を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年1月26日から実施することとしましたので、雪道での輸送の安全確保が図られるよう、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

## ○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p data-bbox="271 284 994 316">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p data-bbox="495 347 1115 379">制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p data-bbox="495 443 1115 539"><u>最終改正 令和 3 年 1 月 26 日 国自安第 179 号</u> <u>国自貨第 99 号</u> <u>国自整第 279 号</u></p> <p data-bbox="152 571 203 603">(略)</p> <p data-bbox="152 639 398 671">第3条の2 点検整備</p> <p data-bbox="170 671 1115 858">1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、<u>整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</u></p> <p data-bbox="188 858 965 890">(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p data-bbox="206 890 1115 1086">① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応 <u>このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。</u></p> <p data-bbox="188 1086 293 1118">(2) (略)</p> <p data-bbox="170 1118 275 1150">2. (略)</p> <p data-bbox="152 1182 203 1214">(略)</p> <p data-bbox="152 1246 600 1278">第 11 条 異常気象時等における措置</p> <p data-bbox="170 1278 1115 1374">「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合にお</p>	<p data-bbox="1249 284 1973 316">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p data-bbox="1458 347 2078 379">制 定 平成 15 年 3 月 10 日 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p data-bbox="1458 443 2078 539"><u>最終改正 令和 元年 10 月 31 日 国自安第 113 号</u> <u>国自貨第 76 号</u> <u>国自整第 163 号</u></p> <p data-bbox="1131 571 1182 603">(略)</p> <p data-bbox="1131 639 1377 671">第3条の2 点検整備</p> <p data-bbox="1149 671 2089 858">1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第 47 条から第 49 条並びに自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号))、整備管理者の選任(車両法第 50 条から第 53 条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第 5 章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</p> <p data-bbox="1167 858 1944 890">(1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</p> <p data-bbox="1184 890 2089 991">① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)</p> <p data-bbox="1167 1086 1272 1118">(2) (略)</p> <p data-bbox="1149 1118 1254 1150">2. (略)</p> <p data-bbox="1131 1182 1182 1214">(略)</p> <p data-bbox="1131 1246 1579 1278">第 11 条 異常気象時等における措置</p> <p data-bbox="1149 1278 2089 1342">「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。</p>

いては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。

(略)

(略)

附 則

改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。